

海上保安庁巡視船の原状回復に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十月十三日

参議院議長 西岡武夫 殿

佐藤正久



海上保安庁巡視船の原状回復に関する質問主意書

平成二十二年九月七日、海上保安庁巡視船が尖閣諸島沖で中国漁船に衝突され損傷した。

当該事件に關し、仙谷内閣官房長官は同月二十七日午前、記者団に対し「当然、外交ルートで原状回復を請求することになると想います。現時点で行うのか、クールダウン、もう少ししてから行うのかは別ですが、当然、我が政府の課題になり得るし、なるべくだと私は思っています」と述べた。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 我が国政府は、中国関係当局に海上保安庁巡視船の原状回復を請求したか。未実施の場合、関係部局担当者に請求するよう指示したか。

二 我が国政府は、今でも当該巡視船の原状回復の請求は「我が政府の課題」であると認識しているか。また、今後の方針についても示されたい。

右質問する。

